

自由民主党

幹事長 二階 俊博 様

政務調査会長 下村 博文 様

飲食業に対する支援について
(申入れ)

令和3年2月15日

自由民主党鳥取県支部連合会

令和3年2月15日

自由民主党幹事長 二階俊博様
政務調査会長 下村博文様

飲食業に対する支援について（申入れ）

鳥取県支部連合会では、昨年4月7日の緊急事態宣言の発出以降、5月11日、5月27日及び6月3日の3回にわたって、県連所属国会議員、県連役員が、web会議で、県内の医療関係者、バス・旅館業者等サービス業及び農林水産業・建設業の皆さんから、現状や課題・要望等を拝聴し、県政等の施策に反映してまいりました。

今回、令和3年1月7日に発出された緊急事態宣言が、全国10都府県において、3月7日まで1か月間延長されました。

このようななか、本県においては、県民が、県・市町村等と一体となって、感染予防を徹底していることから、感染者数が全国で最も少なく、また、医療体制も、地域の医療機関等の協力を得て、逼迫状態とはなっていないところであります。

しかしながら、緊急事態措置が、飲食業を中心に行われていることから、県外の利用者のみならず、県内の利用も激減し、県内飲食業は大きな影響を受けています。

については、下記の事項について、危機感と責任感を持って、早急に対応されることを強く申し入れます。

記

- 1 各地域の実情に応じた経済社会対策が必要であり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、今後の感染状況も踏まえ、必要に応じた予備費の活用も含め、交付金の増額を機動的に行うこと。

2 今回の緊急事態措置が、飲食業を中心に営業時間短縮要請が講じられているため、鳥取県など緊急事態宣言の対象外の地域においても、飲食業の売上げが激減している状況を踏まえ、企業規模に応じた給付額の設定や売上減少要件の緩和等を検討したうえで、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給などにより、飲食業等を支援すること。

3 緊急事態宣言に伴う外出自粛等の影響により売上が減少した中堅・中小事業者に対する一時金の給付について、対象となる事業者の考え方を早期に明らかにするとともに、提出書類や審査を簡素化し速やかに支給すること。また、緊急事態宣言対象地域からの利用者の減少により直接的・間接的な影響を受けた全国各地の事業者に対して、支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和など、大幅な拡充を図ること。

なお、飲食生活衛生同業組合に対し、サポート体制の強化に係る支援を創設するとともに、県からの支援に当たっては、地方創生臨時交付金の対象となるよう制度を拡充すること。

4 緊急事態宣言の延長に伴い、GoTo トラベル事業等の再開が再延期されたことも相まって、裾野の広い観光産業をはじめ、地域経済に大きな影響が及んでおり、引き続き経済情勢を踏まえて機動的に雇用創出・消費喚起対策や総需要対策を行うこと。特に、大きな損失を被っている飲食事業者に対し、事業規模に応じた手厚い経営支援を行うこと。

GoTo トラベル事業については、感染状況等地域の実情を踏まえ、感染が落ち着いている地域の宿泊施設をその地域や隣接する地域の住民が利

用する場合に限って再開するなど、それぞれの地域の感染状況に応じて、適切に運用すること。

また、GoToEat 事業については、キャンペーン事務局からの加盟店への代金振込みが早期に行われるよう対応を講ずること。

5 本県では、全国に先駆けて昨年 1 月 30 日に新型コロナ対策地域経済変動対策資金を発動し、5 年間無利子、10 年間無保証料、限度額 3 億円まで支援を拡充し新型コロナウイルスの影響を受けた県内中小事業者の資金繰りの円滑化を支援しているところですが、政府系金融機関を通じた支援と同様に保証申込期間及び融資実行期間を延長すること、無利子期間（現行 3 年間）を延長すること、無利子・無保証料の対象となる上限額（現行 6 千万円）をさらに引き上げること等、当該資金の柔軟な運用にご配慮いただきたいこと。

6 本県では一致団結し感染拡大を抑え込む対策を実施してきたところであり、精力的に取り組んだ緊急事態宣言対象地域以外においても、飲食業等に厳しい影響が生じており、こうした事業者が国全体の感染拡大防止に協力し雇用継続に努力されていることに鑑み、国におかれては、緊急事態宣言対象地域以外においても実効性ある経済雇用対策を公平に講ずるよう、強く求める。特に飲食業者に対して事業規模に応じた手厚い経営支援を行うこと。

自由民主党鳥取県支部連合会

会 長 石 破 茂